

別表1

地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用単位表

ユニット型介護福祉施設サービス費	
要介護1	682単位
要介護2	753単位
要介護3	828単位
要介護4	901単位
要介護5	971単位

加算	
個別機能訓練加算	12単位/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月
協力医療機関連携加算	100単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当月総単位数の14.0%

特別な加算	
療養食加算	6単位/食
外泊時費用(入院または外泊時、6日のみ)	246単位/日
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
退所時情報提供加算(入院時のみ)	250単位/回
初期加算(初回30日及び30日以上の入院後の利用時30日)	30単位/日
安全対策体制加算(初回のみ)	20単位

介護保険対象外になる費用について

理美容代(カット)	1,500円	*外部業者による
電気製品個別使用料	例:TV 500円/月	
金銭管理代行料	月500円	

(令和7年8月1日現在)

別表2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第 4 段 階 以 上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		215,684	223,164	231,067	238,757	246,133
介護自己負担(3割負担)	83,384	90,864	98,767	106,457	113,833	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

第 4 段 階 以 上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		187,889	192,876	198,145	203,271	208,189
介護自己負担(2割負担)	55,589	60,576	65,845	70,971	75,889	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

第 4 段 階 以 上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		160,094	162,588	165,222	167,785	170,244
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

* 経管栄養(胃ろう)の場合の食費は1日あたり1,445円となります。(全ての負担割合の方)

別表2-2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第 3 段 階 ②	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		109,694	112,188	114,822	117,385	119,844
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (1,360円)			40,800			
居住費 (1,370円)			41,100			

第 3 段 階 ①	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		88,394	90,888	93,522	96,085	98,544
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (650円)			19,500			
居住費 (1,370円)			41,100			

第 2 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		65,894	68,388	71,022	73,585	76,044
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (390円)			11,700			
居住費 (880円)			26,400			

第 1 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		63,194	65,688	68,322	70,885	73,344
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (300円)			9,000			
居住費 (880円)			26,400			

別表3

介護保険負担限度額

負 担 段 階	負担限度額（日額）	
	居住費	食費
第1段階	ユニット型個室	880円
第2段階		300円
第3段階①		880円
第3段階②		390円
		1,370円
		650円
		1,370円
		1,360円

(令和6年8月1日現在)

◆改正後の補足給付の受給要件◆

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	かつ、預貯金等が単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が80万円以下	かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1500万円）以下
第4段階 (給付対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・本人が市町村民税課税者 	――

(厚生労働省の資料をもとに作成)